

(2) [通算税効果額の決済額等] タブ

メニュー401>[当期利益・納税充当金・通算税効果額等の入力(必須)]WS>[通算税効果額の決済額等]タブでは、別表5(2)における「通算税効果額の発生額・決済額」を入力します。

①[事業年度]欄、[期首現在未決済額]欄

前期分を下段に入力し、前々期以前分を上段に入力します。また、入力する事業年度が3以上あるため、入力行が不足する場合は、前々期以前分を合計して上段に入力します。

(注)令和4年度においては、前期以前はグループ通算制度を適用していないため、通算税効果額の[期首現在未決済額]欄に入力する金額はありません。

②中間申告分の[当期発生額]欄

中間申告分の通算税効果額の支払額がある場合は、[当期発生額]欄にはプラス金額を入力します。

また、中間分の通算税効果額の受取額がある場合は、[当期発生額]欄にはマイナス金額を入力します。

(注) e-TAXグループ通算で中間申告の処理を行っている場合は、[中間]の[当期発生額]欄に中間申告分の通算税効果額が複写されます。

③適格合併等の[当期発生額]欄

メニュー107>[租税公課]タブの[適格合併等に係る通算税効果額]区分が[直接入力]の場合は、適格合併等の[当期発生額]欄には、メニュー301>[5(1):適格合併等による利益積立金額の引継]WSで入力した[未払通算税効果額(28)]欄の金額(「-1」を乗じた金額)が表示されます(当画面では修正不可)。

また、適格合併等に係る通算税効果額の[支払額]や[受取額]を適格合併等の[当期発生額]欄の右横にある専用の入力欄にそれぞれ入力します。

④附帯税の[当期発生額]欄

メニュー107>[租税公課]タブの[附帯税に係る通算税効果額]区分が[直接入力]の場合に、附帯税(利子税を除きます。)に係る[当期発生額]欄を入力できます。

なお、当欄に入力した金額は、別表5(2)の[中間]欄の上段に表示されます。

⑤[支払額]欄

通算税効果額の当期中の支払額を**プラス金額**で入力します。

なお、附帯税を他の通算法人に支払った場合は、当期分の[支払額]欄の上段(内書)には、附帯税の支払額を入力します。また、当期分の[支払額]欄の下段には、中間分の支払額と附帯税の支払額の合計額を入力します。

⑥[受取額]欄

通算税効果額の当期中の受取額を**プラス金額**で入力します。

⑦確定分の[当期発生額]欄

1)[損益通算分]

メニュー107>[租税公課]タブの[損益通算に係る通算税効果額]区分が[自動計算]の場合に、損益通算に係る通算税効果額の当期発生額(確定分)が、自動計算されます。計算式は、以下のとおりです。

(計算式)

税目	計算式
法人税分	●「通算対象欠損金額」が生じている場合 別表7の3「通算対象欠損金額(5)」×23.2%(法人税率) ●「通算対象所得金額」が生じている場合 別表7の3「通算対象所得金額(11)」×23.2%(法人税率)×(-1)
地方法人税分	上記の法人税分の通算税効果額×10.3%(地方法人税率)

なお、メニュー107>[租税公課]タブの[損益通算に係る通算税効果額]区分が[直接入力]の場合は、損益通算分の[当期発生額]欄を入力できます。

2) [非特定欠損金配賦額分]

メニュー107>[租税公課]タブの[非特定欠損金配賦額に係る通算税効果額]区分が[自動計算]の場合に、非特定欠損金配賦額に係る通算税効果額の当期発生額(確定分)が、自動計算されます。計算式は、以下のとおりです。

(計算式)

税目	計算式
法人税分	●「非特定欠損金配賦額」が「非特定欠損金額の期首金額」を上回る場合 別表7(2)付表1の「非特定欠損金配賦額(18)－非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」×「非特定損金算入割合(20)」×23.2%(法人税率) ●「非特定欠損金の期首金額」が「非特定欠損金配賦額」を上回る場合 別表7(2)付表1の「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)－非特定欠損金配賦額(18)」×「非特定損金算入割合(20)」×23.2%(法人税率)×(-1)
地方法人税分	上記の法人税分の通算税効果額×10.3%(地方法人税率)

なお、メニュー107>[租税公課]タブの[非特定欠損金配賦額に係る通算税効果額]区分が[直接入力]の場合は、非特定欠損金配賦額分の[当期発生額]欄を入力できます。

3) [試験研究費特別控除分]

メニュー107>[租税公課]タブの[試験研究費の特別控除に係る通算税効果額]区分が[自動計算]の場合に、試験研究費の特別控除に係る通算税効果額の当期発生額(確定分)が、自動計算されます。計算式は、以下のとおりです。

(計算式)

税目	計算式
法人税分	●一般試験研究費に係る分 別表6(9)付表「税額控除可能分配額(25)」－別表6(9)付表「税額控除可能額(23)」×別表6(9)「控除対象試験研究費の額(4)」÷別表6(9)付表「各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額(4)」 ●特別試験研究費に係る分 別表6(14)付表「税額控除可能分配額(13)」－別表6(14)付表「税額控除可能額(11)」×「特別研究税額控除限度額(※)」÷別表6(14)付表「特別試験研究費基準額(7)」 (※)別表6(14)「4」×30%＋別表6(14)「5」×25%＋{別表6(14)「3」－「4」－「5」}×20%
地方法人税分	上記の法人税分の通算税効果額×10.3%(地方法人税率)

なお、メニュー107>[租税公課]タブの[試験研究費の特別控除に係る通算税効果額]区分が[直接入力]の場合は、試験研究費特別控除分の[当期発生額]欄を入力できます。

4) 上記以外分

メニュー107>[租税公課]タブの[上記以外の通算税効果額]区分が[直接入力]の場合に、上記以外分の[当期

発生額]欄を入力できます。

⑧別表5(1)への自動転記

当画面で入力した金額は、別表5(1)の以下の各欄に転記されます。

(注)表中に「－」と表示している項目に入力した金額は、別表5(2)のみに表示されます。

事業 年度	期首現在 未決済額	当期発生額		当期中の決済額	
				支払額	受取額
	①	②		③	④
前期 以前	－ (※1)			■別表5(1)：減② ・「未払通算税効果額(28)」の「減」に△表示 ・「未払金(通算税効果額)」の「減」に表示(※2)	■別表5(1)：減② ・「未払通算税効果額(28)」の「減」に表示 ・「未収入金(通算税効果額)」の「減」に△表示(※2)
当期 分		適格 合併 等	■別表5(1)：増③ 「未払通算税効果額(28)」の「増」の「中間」(上段)に※表示(当欄の金額×－1)	■別表5(1)：減② ・「未払通算税効果額(28)」の「減」に△表示 ・「未払金(通算税効果額)」の「減」に表示(※2)	■別表5(1)：減② ・「未払通算税効果額(28)」の「減」に表示 ・「未収入金(通算税効果額)」の「減」に△表示(※2)
		附帯税	－	(※3)	
		中間	■別表5(1)：増③ 「未払通算税効果額(28)」の「増」に表示	■別表5(1)：減② ・「未払通算税効果額(28)」の「減」に△表示 ・「未払金(通算税効果額)」の「減」に表示(※2)	■別表5(1)：減② ・「未払通算税効果額(28)」の「減」に表示 ・「未収入金(通算税効果額)」の「減」に△表示(※2)

(※1) [期首現在未決済額]欄に入力した金額は、別表5(1)の「未払通算税効果額(28)」の期首には反映されません。当該期首の金額は、メニュー301＞[5(1)：前期繰越利益積立金額の確認(入力)]WSで入力します。

(※2) メニュー107＞[租税公課]タブ＞[別表5の未払金・未収入金(通算税効果額等)の「減」の入力方法]区分で、[通算税効果額等の決済額を連動]を選択している場合に自動転記されます。

(注3) [支払額]の[内]欄に入力がある場合は、当期中間分の[支払額]欄から当該金額を控除した金額が、別表5(1)の「未払通算税効果額(28)」の「減②」欄に自動転記されます。